

## ■細則

### (学年幹事)

第1条 学年幹事は、原則各学年より1名、共学学年は男女各1名を選出する。

### (委員会)

第2条 事務局は、円滑な会務運営に必要な委員会を置くことができる。

委員会は、次のとおりとする

① 企画・財務、②組織、③広報、④会員情報管理

委員は、事務局、常任幹事、学年幹事から選出する。

### (会費)

第3条 会費は、年2000円とする。

ただし、25歳以下、80歳以上となる年度の学年の会員はこれを免除する。

会費以外に、会の運営に賛同いただける会員から賛助金を受け付ける。

### (議長)

第4条 総会、幹事会、常任幹事会においては、会長が議長を務める

### (議事録)

第5条 総会、幹事会においては、議事録を作成するものとする。

### (代理出席)

第6条 幹事会、常任幹事会に欠席する幹事は、あらかじめ当該幹事が、選出母体である学年から委任した会員を代理出席させ、議決権を行使することができる。

### (細則変更)

第7条 細則は、幹事会の議決を経て変更することができる。

## 附則

この細則は、令和3年10月3日から施行する。

以上